

第14回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年12月22日（金）午前10時00分
（受付開始 午前9時30分）

場 所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku 5F ホール

目 次

第14回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	12
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	20
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	20
第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	21
添付書類	
事業報告	23
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49
株主総会会場ご案内図	

証券コード 3496
2023年12月7日

株主各位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
株式会社アズーム
代表取締役社長 菅田洋司

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://azoom.jp/ir>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アズーム」または「コード」に当社証券コード「3496」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku 5F ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 開催時間や会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://azoom.jp/>）に掲載させていただきます。
- * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
- * 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額は117,986,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることに加え、経営の透明性、効率性を高め機動的な意思決定を可能とすることを通じて、さらなる企業価値の向上を図るために監査等委員会設置会社に移行したいと考えております。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

なお、本定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3 前項の選任決議については、累積投票の方法によらない。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3 前項の選任決議については、累積投票の方法によらない。</p> <p>(任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によって</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (省略)</p> <p>(取締役に對する報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役に對する報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除) (削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了時に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 <u>監査役者の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役者の責任免除)</u></p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第432条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> (<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第41条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第43条～第46条 (省略)</p> <p>第8章 附則 第47条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行のとおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第39条～第42条 (現行のとおり)</p> <p>第8章 附則 第43条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第44条 当社は、第14回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第14回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任 菅 田 洋 司	1977年1月27日	代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	再任 鈴 木 雄 也	1983年3月14日	取締役 テクノロジー担当	14回／14回 (100%)
3	再任 高 橋 祐 二	1988年10月24日	取締役 営業担当	14回／14回 (100%)
4	再任 馬 場 涼 平	1988年6月15日	取締役 管理担当	14回／14回 (100%)
5	再任 社外 独立 櫛 木 一 男	1949年5月25日	取締役	14回／14回 (100%)
6	再任 社外 独立 小久保 崇	1974年1月18日	取締役	14回／14回 (100%)

すが た よう じ
1 菅 田 洋 司

(1977年1月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,384,200株

取締役会出席状況（出席率）

14回／14回
(100%)

2002年2月 (株)タジマリフォーム（現：(株)TJMデザイン）入社
2005年2月 日本駐車場開発(株)入社
2009年1月 (株)ワークスメディア入社
2009年10月 当社設立
代表取締役社長（現任）
2019年3月 (株)CGworks 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

菅田洋司氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、遊休資産を活躍する資産にという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

すず き ゆう や
2 鈴 木 雄 也

(1983年3月14日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

150,226株

取締役会出席状況（出席率）

14回／14回
(100%)

2007年1月 (株)ワークスメディア入社
2009年10月 当社入社
2014年4月 当社取締役テクノロジー担当（現任）
2019年9月 AZOOM VIETNAM INC. 代表（現任）
2022年12月 (株)ダイバース 取締役
2023年10月 (株)ダイバース 代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木雄也氏は、ITサービスの設計、開発について豊富な知識と経験を有しており、当社設立当初よりテクノロジー担当として当社IT部門全般を管掌し、当社の事業及びサービスの開発、改善に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

3 ^{たか}高 ^{はし}橋 ^{ゆう}祐 ^じ二

(1988年10月24日生)

再任

	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
所有する当社の株式の数	2013年 4 月 当社入社
58,003株	2016年10月 当社取締役営業担当 (現任)
	2021年10月 (株)鉄壁 代表取締役 (現任)
取締役会出席状況 (出席率)	取締役候補者とした理由
14回 / 14回 (100%)	高橋祐二氏は、当社入社当時より営業部門を担当し、2016年10月より取締役営業本部長を務め、営業業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績を有しており、当社の収益基盤の確立に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

4 ^ば馬 ^ば場 ^{りょう}涼 ^{へい}平

(1988年 6 月15日生)

再任

	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
所有する当社の株式の数	2012年 2 月 新日本有限責任監査法人 (現：EY新日本有限責任監査法人) 入所
27,919株	2016年 7 月 当社入社
	2018年11月 当社執行役員管理部長
取締役会出席状況 (出席率)	2019年12月 当社取締役管理担当 (現任)
14回 / 14回 (100%)	取締役候補者とした理由
	馬場涼平氏は、当社入社当時より管理部門を担当し、当社経理財務及び労務人事等管理部門全般を管掌し、当社の管理基盤の確立に寄与してきたことから、経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

いち き かず お
5 櫛 木 一 男

(1949年5月25日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
所有する当社の株式の数	1973年4月 (株)日本興業銀行(現:株みずほ銀行) 入行 2003年5月 新光証券(株)(現:みずほ証券(株)) 常務執行役員 2009年5月 みずほ証券(株) 常務執行役員
1,028株	2010年6月 日本冶金工業(株) 常勤監査役 2015年10月 (株)ピーバンドットコム 社外監査役
取締役会出席状況(出席率)	2017年1月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 (株)ピーバンドットコム 社外取締役(監査等委員)(現任)
14回/14回 (100%)	
在任年数	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
6年11ヶ月	櫛木一男氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験や幅広い見識を有し、経営職を歴任しております。当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。よって引き続き、同氏の経験と見識に基づく的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者としております。

こ く ぼ
6 小久保

たかし
崇

(1974年1月18日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況及び期待される役割の概要	
所有する当社の株式の数	2000年10月 西村総合法律事務所(現:西村あさひ法律事務所) 入所 2006年9月 クリアリー・ゴッドリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所 (ニューヨーク) 入所
1,395株	2014年3月 小久保法律事務所(現:弁護士法人小久保法律事務所) 設立 代表社員(現任)
取締役会出席状況(出席率)	2014年10月 (株)ティー・ワイ・オー 社外取締役 2017年1月 AOI TYO Holdings(株) 社外取締役(監査等委員) 2017年1月 当社社外取締役(現任)
14回/14回 (100%)	2017年8月 AlpacaJapan(株) 社外監査役 2019年6月 すてきナイスグループ(株)(現:ナイス(株)) 社外取締役(現任) 2020年6月 オイシックス・ラ・大地(株) 社外監査役(現任)
在任年数	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
6年11ヶ月	小久保崇氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。よって引き続き、同氏の経験と見識に基づく的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式の数」には、アズーム役員持株会における保有分が含まれております。なお、「所有する当社の株式の数」は2023年9月末日時点のものです。
3. 菅田洋司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 樺木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、樺木一男氏及び小久保崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。樺木一男氏及び小久保崇氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、樺木一男氏及び小久保崇氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
7. 在任年数は、本総会終結の時における在任年数を示しております。
8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の全額を負担しております。被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る被害を、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	新任 社外 独立 つゆき てるじ 露木 輝治	1955年8月6日	常勤社外監査役	14回／14回 (100%)
2	新任 社外 独立 しまむら かずや 島村 和也	1972年10月20日	社外監査役	14回／14回 (100%)
3	新任 社外 独立 よしかわ ともや 吉川 朋弥	1971年11月22日	社外監査役	14回／14回 (100%)

1 つゆき てるじ
露木 輝治

(1955年8月6日生)

新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

603株

取締役会出席状況 (出席率)

14回/14回
(100%)

監査役としての在任年数

4年

1979年4月 グリコ協同乳業(株)入社
1991年10月 サッポロビール(株) (現: サッポロホールディングス(株)) 入社
2012年3月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 取締役統合管理本部長
2013年1月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 取締役管理本部長
2015年3月 サッポロ不動産開発(株) 常勤監査役
2015年6月 (株)さいたまアーリーナ 監査役
2019年12月 当社常勤社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

露木輝治氏は、ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)等における豊富な経営経験をもとに、常勤監査役として、当社の業務執行を適正に監査しております。同氏には、他業界における経営管理経験を活かし、実践的な視点での確かな提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

2 しまむら かずや
島村 和也

(1972年10月20日生)

新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

361株

取締役会出席状況 (出席率)

14回/14回
(100%)

監査役としての在任年数

6年11ヶ月

1995年10月 監査法人トーマツ (現: 有限責任監査法人トーマツ) 入所
2004年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所
2008年3月 島村法律会計事務所開設 代表 (現任)
2008年6月 (株)ソディックプラスチック 社外監査役
2008年7月 (株)スリー・ディー・マトリックス 社外監査役
2012年7月 (株)スリー・ディー・マトリックス 社外取締役 (現任)
2014年3月 コスモ・バイオ(株) 社外取締役
2015年6月 アイビーシステム(株) 社外監査役
2017年1月 当社社外監査役 (現任)
2017年1月 (株)S J I (現: (株)CAICA DIGITAL) 社外取締役 (現任)
2019年10月 (株)明豊エンタープライズ 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2022年3月 コスモ・バイオ(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

島村和也氏は、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を行うなど、当社の経営に関する監督の役割を十分に果たしております。今後は同氏の高い専門性と経験を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っていただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1996年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
361株	2011年12月 吉川公認会計士事務所開設 所長（現任）
取締役会出席状況（出席率）	2015年2月 (株)メタップス 社外監査役
14回／14回 (100%)	2015年6月 合同会社エスグロース 代表社員（現任）
監査役としての在任年数	2016年8月 (株)MUJIN 社外監査役（現任）
6年11ヶ月	2017年1月 当社社外監査役（現任）
	2018年11月 (株)メタップス 社外取締役（監査等委員）
	2023年3月 ウォッチニアングループ(株) 社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川朋弥氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を行うなど、当社の経営に関する監督の役割を十分に果たしております。今後は同氏の高い専門性と経験を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式の数」には、アズーム役員持株会における保有分が含まれております。なお、「所有する当社の株式の数」は2023年9月末日時点のものです。
3. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
4. 各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る被害を、当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者の選任が承認された場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2018年12月21日開催の第9回定時株主総会において、「年額200,000千円以内」（うち、社外取締役分は年額20,000千円以内、使用人分給与を含まない）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は年額20,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬には、使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告（36頁）に記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更する予定です。本議案は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要なものであって、経済情勢、当社の規模、取締役の人数等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、当該方針に沿った、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふじ おか だい すけ
藤 岡 大 祐

(1981年7月8日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

一株

2004年12月 新日本監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所
2014年1月 (株)ヤマトキャピタルパートナーズ(現:(株)YCP Solidiance)入社
2015年8月 (株)YGAパートナーズ 代表取締役
2016年6月 (株)PKSHA Technology 社外監査役
2016年10月 (株)BEDORE 社外監査役
2018年12月 ログリー(株) 社外取締役(監査等委員)
2019年4月 (株)JMDC 社外取締役(監査等委員)(現任)
2020年4月 ヒューマンライフコード(株) 社外監査役(現任)
2020年12月 (株)PKSHA Technology 社外取締役(監査等委員)(現任)
2021年1月 ESネクスト監査法人 代表パートナー
2021年4月 (株)トリドリ 社外監査役(現任)
2022年2月 ESネクスト有限責任監査法人 理事 パートナー (現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、公認会計士としての豊富な経験と会計全般に関する専門的な知見を有しております。現在は様々な企業で監査役を務めており当該業務に係る豊富な知識と経験を有しております。監査等委員である取締役に就任した際は、同氏の高い専門性と経験を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤岡大祐氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤岡大祐氏の選任が承認され、かつ同氏が監査委員等である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 藤岡大祐氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、かつ同氏が監査委員等である取締役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の全額を負担しております。被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る被害を、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。同氏の選任が承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(自 2022年10月1日)
(至 2023年9月30日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっております。物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等が当社グループに与える影響は不透明であり、今後も引き続き注視し、適切な対応を講じてまいります。

当社グループの経営環境としましては、遊休資産活用事業（当連結会計年度より「遊休不動産活用事業」からセグメント名称を変更）に主として関連する駐車場業界において、インターネットを活用した月極駐車場の紹介依頼需要は増加しており、オフィスビルや分譲マンション等における駐車場空き区画の収益化に対する需要も依然として拡大しております。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、従来は店舗型の不動産仲介業者にて月極駐車場を探していたユーザーが、当社が運営するポータルサイトを通じてインターネット経由で流入するケースがより増えてきております。また、2022年11月に月極駐車場業界のDX推進に向け、月極駐車場管理者向けサービス「CarParking One」、社用車契約管理サービス「Tomemiru（トメミル）」をリリースいたしました。2023年4月には電子契約締結サービス「SignOne」を開発し、社内全ての契約締結が自社システムで対応可能となりました。

ビジュアライゼーション事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和されたことにより、当社グループが提供する不動産画像に対する需要は回復してきております。さらに非対面での営業ツールとして、VR技術を用いたバーチャルショップの開発・制作を行い、事業規模を拡大しております。

このような経営環境のもと将来的な収益力の強化を目的として、引き続き既存社員の育成や新規の営業人員の獲得に努め、新規案件の獲得のための積極的なアプローチを行えるような営業体制の強化に注力するとともに、ベトナム子会社（AZOOM VIETNAM INC.及びCGWORKS VIETNAM INC.）でのシステム開発・グラフィックデータ制作の体制を強化するための投資やリモート環境等の制約に関わらず営業活動を継続できるようIT面での新たな技術の開発を引き続き行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,273,705千円（前連結会計年度比28.9%増）、営業利益は1,282,384千円（前連結会計年度比46.0%増）、経常利益は1,279,921千円（前連結会計年度比46.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は878,897千円（前連結会計年度比47.1%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

① 遊休資産活用事業

遊休資産活用事業セグメントは、当社がインターネット上で運営する月極駐車場のポータルサイト「CarParking」（以下、「カーパーキング」といいます）を經由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を当社がマスターリース（一括借り上げ）し、月極駐車場としてユーザーにサブリース（貸し付け）を行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。当連結会計年度においては、カーパーキングを通じたインターネット経由でのユーザーの流入増加を背景に、引き続き既存社員の営業力強化やリモート環境下での営業活動推進に努め、マスターリース台数及びサブリース台数のいずれも堅調に推移し、当連結会計年度における駐車場問い合わせ件数は247,425件となり、当連結会計年度末におけるマスターリース台数（受託台数）は22,782台、サブリース台数（稼働台数）は20,859台となりました。あわせて、株式会社鉄壁が提供する月極駐車場特化型の賃料保証サービスの契約件数も堅調に推移しております。また、顧客による貸し会議室やジム、スタジオ等のレンタルスペースの運営をサポートするWEB予約システム「スマート空間予約」においては、広告宣伝活動の効果向上に注力した結果、システムの新規導入室数が増加しております。加えて、株式会社ダイバースは当社グループへの人材紹介を中心に事業を行っております。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,060,857千円（前連結会計年度比29.3%増）、セグメント利益は1,267,371千円（前連結会計年度比46.4%増）となりました。

② ビジューアライゼーション事業

ビジューアライゼーション事業セグメントは、不動産の可能性をより視覚的に伝えることを可能にするため、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、販売するとともに、VR技術を用いて顧客の要望に応じた空間デザインのサービスを提供しております。当連結会計年度においては、既存社員の技術力や営業力の強化に注力しつつ、多様な営業提案が可能となるように事業基盤の拡大に努めました。これにより、グラフィックデータ作成の発注元であるディスプレイ業者の景気回復と消費者行動のオンライン化に伴うVR技術の普及を背景に、事業規模は拡大しております。また事業の更なる成長に向け、2022年9月に設立した株式会社CGworksの子会社CGWORKS VIETNAM INC.での3DCG制作スタッフの確保、教育に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は212,848千円（前連結会計年度比15.0%増）、セグメント利益は15,013千円（前連結会計年度比19.6%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループは、遊休資産活用事業及びビジュアライゼーション事業を軸として経営を推進しております。世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっておりますが、市場動向をはじめとしたサービスに対する需要についてのモニタリングを強化する等、適切な対応を講じてまいります。

駐車場業界については、月極駐車場と時間貸駐車場に大別されますが、サービスが多様化し、ITを活用した駐車場状況を提供するシステム等が普及してきております。またビジュアライゼーション事業については、グラフィックデータ制作の発注元であるディスプレイ業界が、経済活動の制限が緩和されたことにより、市場環境に回復の兆しがみられております。このような経営環境下において、以下の3点を今後のさらなる事業拡大・展開における特に重要な対処すべき課題と認識し、解決に向けて取り組んでまいります。

① 継続的な成長について

当社グループは、上記の経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、遊休資産活用事業においては、これまで蓄積した駐車場オーナー・ユーザー情報等の駐車場運営ノウハウをもとに、自社運営サイトである「カーパーキング」のブランディング及び集客力アップを図り、駐車場紹介件数、受託台数、稼働台数の増加に取り組んでまいります。また、株式会社鉄壁による賃料保証サービス契約件数の増加に取り組み、継続的な成長を目指してまいります。

ビジュアライゼーション事業においては、グラフィックデータのクオリティ向上に取り組んでまいります。また、コロナ禍での経済活動が継続する中、リアルとバーチャルのすみ分けも進みつつあり、バーチャル関連サービスの需要も高まっておりますので、VR技術を用いた開発・制作を行い、顧客へのサービスを広げることで継続的な成長を目指してまいります。

② 組織体制及び内部管理体制の強化について

当社グループは、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、ノウハウの蓄積とともに、営業力や技術力など様々な能力を高めていく必要があります。そのため、優秀な営業人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えており、採用力向上と社内研修の充実等に取り組んでまいります。また、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

③ システムの向上

当社グループの提供するサービスにおきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持し、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を行う必要があります。

そこで当社グループでは、エンジニアの確保及び育成、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入、セキュリティ診断等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は189,264千円であり、セグメント別には次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	設備投資額	主な設備投資の内容
遊休資産活用事業	185,301	主に自社利用目的のソフトウェアの構築
ビジュアライゼーション事業	3,962	CGグラフィックデータ・VR制作のためのPC等の購入

4. 資金調達状況

該当事項はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第11期 2020年9月期	第12期 2021年9月期	第13期 2022年9月期	第14期 (当連結会計年度) 2023年9月期
売上高	3,814,072	4,974,378	6,417,326	8,273,705
経常利益	223,254	505,750	872,245	1,279,921
親会社株主に帰属する 当期純利益	139,472	326,285	597,669	878,897
1株当たり 当期純利益(円)	23.98	56.43	101.94	149.22
総資産	1,890,638	2,475,359	3,036,006	3,983,032
純資産	953,489	1,295,151	1,768,013	2,575,518
1株当たり純資産額(円)	165.13	220.66	297.43	432.82

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2022年12月27日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第11期 2020年9月期	第12期 2021年9月期	第13期 2022年9月期	第14期 (当事業年度) 2023年9月期
売 上 高	3,742,382	4,842,070	6,171,417	7,869,318
経 常 利 益	264,140	508,318	813,014	1,105,211
当 期 純 利 益	173,062	329,095	559,517	772,230
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	29.76	56.91	95.44	131.11
総 資 産	1,842,994	2,428,731	2,855,469	3,594,707
純 資 産	989,552	1,332,510	1,759,277	2,459,697
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	171.40	227.08	296.23	413.72

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2022年12月27日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

6. 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社5社（株式会社CGworks、AZOOM VIETNAM INC.、株式会社鉄壁、株式会社ダイバース、CGWORKS VIETNAM INC.）で構成され、遊休資産活用事業及びビジュアライゼーション事業を営んでおります。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社CGworks	20,000千円	80%	CGグラフィックデータの制作・販売 VR技術を用いた空間デザインサービスの提供
AZOOM VIETNAM INC.	278,000USD	100%	システム開発
株式会社鉄壁	50,000千円	100%	滞納保証業務
株式会社ダイバース	20,000千円	100%	有料職業紹介事業
CGWORKS VIETNAM INC.	38,600USD	80% (80%)	グラフィックデータ制作

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

8. 主要な営業所（2023年9月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー19F
横 浜 ブ ラ ン チ	神奈川県横浜市神奈川区金港町二丁目6番 横浜プラザビル11F
名 古 屋 ブ ラ ン チ	愛知県名古屋市中区錦二丁目2番2号 名古屋丸紅ビル14F
大 阪 ブ ラ ン チ	大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ8F
福 岡 ブ ラ ン チ	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目6番23号 博多駅前第2ビル9F
札 幌 ブ ラ ン チ	北海道札幌市中央区北一条西三丁目3番 札幌MNビル6F

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社CGworks	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー19F
AZOOM VIETNAM INC.	22nd Floor, Handico Tower, Pham Hung Street, Me Tri Ward, Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam
株式会社鉄壁	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー19F
株式会社ダイバース	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー19F
CGWORKS VIETNAM INC.	22nd Floor, Handico Tower, Pham Hung Street, Me Tri Ward, Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam

9. 従業員の状況（2023年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
遊休資産活用事業	308名	77名増
ビジュアライゼーション事業	41名	5名増
共通	1名	1名減
合計	349名	81名増

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数
235名	37名増

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10. 主要な借入先（2023年9月30日現在）

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	29,222
株式会社りそな銀行	32,286
株式会社みずほ銀行	6,000
株式会社日本政策金融公庫	25,280
日本生命保険相互会社	9,000

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

1. 発行可能株式総数 19,200,000株

(注) 2022年12月27日付にて実施した株式分割（1株を2株）に伴い、発行可能株式総数は9,600,000株増加しております。

2. 発行済株式の総数 6,017,600株

(注) 1 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は16,600株増加しております。

2 2022年12月27日付にて実施した株式分割（1株を2株）に伴い、発行済株式の総数は3,000,600株増加しております。

3. 当事業年度末の株主数 1,758名

4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社パノラマ	2,080,000株	35.26%
菅田洋司	1,384,200株	23.46%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	272,600株	4.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	217,800株	3.69%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G (F E - A C)	155,213株	2.63%
鈴木雄也	150,000株	2.54%
櫛田邦男	112,400株	1.91%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	112,100株	1.90%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	90,500株	1.53%
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	86,700株	1.47%

(注) 持株比率は、自己株式（118,276株）を控除して計算しております。

持株数は、アズーム役員持株会における保有分を含んでおりません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2023年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅田洋司	
取締役	鈴木雄也	テクノロジー担当 AZOOM VIETNAM INC. 代表
取締役	高橋祐二	営業担当 株式会社鉄壁 代表取締役
取締役	馬場涼平	管理担当
取締役	櫛木一男	
取締役	小久保崇	弁護士法人小久保法律事務所 代表社員
常勤監査役	露木輝治	
監査役	島村和也	島村法律会計事務所 所長
監査役	吉川朋弥	吉川公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 櫛木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 島村和也氏は公認会計士、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 吉川朋弥氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役櫛木一男氏及び小久保崇氏、監査役露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年9月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

□ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期 または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

二 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、個人別の報酬等の具体的内容の決定にあたっては、社外取締役に諮問の上、社外取締役からの答申内容を尊重するものとする。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長菅田洋司氏が取締役の個人別の報酬等の額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限が適切に行使されるよう社外取締役の答申内容を踏まえたうえで各取締役の役位及び職責等に応じた水準に基づき決定しており、当社取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿う決定であると判断いたしました。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	118,640千円 (9,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16,000千円 (16,000千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	134,640千円 (25,600千円)

- (注) 1. 当社の取締役及び監査役の報酬等は、月例の固定報酬である基本報酬のみであり、業績連動報酬等や非金銭報酬等はありません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第9回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会決議に係る対象監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については「1. 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別な関係はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	櫛 木 一 男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、社外役員及び金融機関での豊富な経験と知識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、取締役の職務執行の監督機能向上のために、監査役との意見交換会を4回実施し、積極的に情報収集を行い、グループガバナンス強化に貢献しております。
取 締 役	小 久 保 崇	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役の職務執行の監督機能向上のために、監査役との意見交換会を4回実施し、積極的に情報収集を行い、グループガバナンス強化に貢献しております。
常勤監査役	露 木 輝 治	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	島 村 和 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士・公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	吉 川 朋 弥	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,835千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会において決議された「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (c) リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内でのコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- (d) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。
- (e) 取締役の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役会規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- (f) 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (c) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は管理部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (b) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的を実施し、その結果について代表取締役に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (c) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
- (d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体にわたる体制を整備する。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。
- (b) 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。

- (c) 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。

- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 当社は、監査役の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画および監査役の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
 - (b) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

- (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスクコンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて、適宜監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,057,123	流 動 負 債	1,052,578
現金及び預金	2,095,936	未払金	117,665
売掛金	106,638	未払法人税等	285,233
棚卸資産	1,548	未払消費税等	84,142
販売用不動産	288,995	前受収益	270,393
前払費用	535,586	契約負債	95,841
その他	38,624	賞与引当金	57,667
貸倒引当金	△10,205	1年内返済予定の長期借入金	43,759
		その他	97,875
固 定 資 産	925,908	固 定 負 債	354,936
有 形 固 定 資 産	134,860	長期借入金	58,029
建物附属設備及び構築物	95,813	預り保証金	233,496
工具、器具及び備品	39,047	退職給付に係る負債	10,800
無 形 固 定 資 産	296,965	資産除去債務	52,610
のれん	47,225	負 債 合 計	1,407,514
ソフトウェア	133,284	(純 資 産 の 部)	
その他	116,456	株 主 資 本	2,546,866
投 資 其 他 の 資 産	494,083	資本金	63,804
差入保証金	200,168	資本剰余金	789,520
繰延税金資産	117,398	利益剰余金	1,874,058
その他	190,469	自己株式	△180,516
貸倒引当金	△13,952	その他の包括利益累計額	6,494
資 産 合 計	3,983,032	為替換算調整勘定	6,494
		新 株 予 約 権	19,040
		非 支 配 株 主 持 分	3,116
		純 資 産 合 計	2,575,518
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,983,032

連結損益計算書

(自 2022年10月1日)
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,273,705
売上原価		4,764,590
売上総利益		3,509,114
販売費及び一般管理費		2,226,729
営業利益		1,282,384
営業外収益		
その他	348	348
営業外費用		
支払利息	716	
為替差損	1,870	
その他	225	2,812
経常利益		1,279,921
税金等調整前当期純利益		1,279,921
法人税、住民税及び事業税	442,278	
法人税等調整額	△42,727	399,550
当期純利益		880,370
非支配株主に帰属する当期純利益		1,472
親会社株主に帰属する当期純利益		878,897

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年10月 1日)
(至 2023年 9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額 為替換算 調整勘定	新 株 予約権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株 主 資 本 合 計				
当 期 首 残 高	56,747	782,463	1,083,398	△180,516	1,742,093	7,551	16,726	1,642	1,768,013
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	7,056	7,056			14,113				14,113
剰 余 金 の 配 当			△88,237		△88,237				△88,237
親会社株主に帰属 する当期純利益			878,897		878,897				878,897
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)						△1,056	2,313	1,474	2,731
当 期 変 動 額 合 計	7,056	7,056	790,660	-	804,773	△1,056	2,313	1,474	807,504
当 期 末 残 高	63,804	789,520	1,874,058	△180,516	2,546,866	6,494	19,040	3,116	2,575,518

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,567,305	流動負債	839,382
現金及び預金	1,662,098	未払金	145,378
売掛金	69,237	未払法人税等	192,613
販売用不動産	288,995	未払消費税等	77,622
前払費用	528,458	前受収益	270,393
その他	28,720	賞与引当金	54,680
貸倒引当金	△10,205	1年内返済予定の長期借入金	25,000
		その他	73,695
固定資産	1,027,402	固定負債	295,627
有形固定資産	116,715	預り保証金	233,496
建物附属設備及び構築物	84,196	退職給付引当金	10,800
工具、器具及び備品	32,518	資産除去債務	51,331
無形固定資産	352,199	負債合計	1,135,010
のれん	47,225	(純資産の部)	
ソフトウェア	157,993	株主資本	2,440,656
その他	146,981	資本金	63,804
投資その他の資産	558,486	資本剰余金	789,520
関係会社株式	115,912	資本準備金	416,615
差入保証金	199,568	その他資本剰余金	372,905
繰延税金資産	73,505	利益剰余金	1,767,848
その他	183,453	その他利益剰余金	1,767,848
貸倒引当金	△13,952	繰越利益剰余金	1,767,848
		自己株式	△180,516
資産合計	3,594,707	新株予約権	19,040
		純資産合計	2,459,697
		負債・純資産合計	3,594,707

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

損益計算書

(自 2022年10月 1日)
(至 2023年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,869,318
売上原価		4,712,070
売上総利益		3,157,248
販売費及び一般管理費		2,065,916
営業利益		1,091,331
営業外収益		
受取手数料	15,300	
その他	289	15,589
営業外費用		
支払利息	227	
為替差損	1,269	
その他	212	1,709
経常利益		1,105,211
税引前当期純利益		1,105,211
法人税、住民税及び事業税	337,629	
法人税等調整額	△4,648	332,980
当期純利益		772,230

株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日)
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	56,747	409,558	372,905	1,083,855	△180,516	1,742,550	16,726	1,759,277
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	7,056	7,056				14,113		14,113
剰余金の配当				△88,237		△88,237		△88,237
当 期 純 利 益				772,230		772,230		772,230
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							2,313	2,313
当期変動額合計	7,056	7,056	-	683,992	-	698,106	2,313	700,419
当 期 末 残 高	63,804	416,615	372,905	1,767,848	△180,516	2,440,656	19,040	2,459,697

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月16日

株式会社アズーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤和充
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植草寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アズームの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月16日

株式会社アズーム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤和充
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植草寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アズームの2022年10月1日から2023年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月24日

株式会社アズーム 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 露 木 輝 治 ㊟

監査役（社外監査役） 島 村 和 也 ㊟

監査役（社外監査役） 吉 川 朋 弥 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku 5F ホール



交通 JR新宿駅ミライナタワー改札 直結
都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より 徒歩約5分
東京メトロ副都心線新宿三丁目駅より 徒歩約3分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。